

大阪医薬品適正使用研究会 会則

第1章 【名称】

第1条 本会は「大阪医薬品適正使用研究会」と称する。

第2章 【目的及び事業】

第2条 本会は医薬品を適正使用するに当たり学術研究及びリスクマネジメントを行い、医療法にいう医療の担い手として社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

第3条 本会は第2条の目的を遂行する為に次の事業を行う。

(1) 学術講演会の開催

(2) その他、本会の目的に沿った事業を行う。

第3章 【会員】

第4条 本会の会員は第2章の目的に賛同する薬剤師並びに医療関係者からなる。

第4章 【役員】

第5条 本会に代表幹事、幹事および顧問を置く。

代表幹事 1名、幹事 若干名、会計幹事 1名

第5章 【会議】

第6条 幹事会、講演会、その他必要な事業は代表幹事が主宰する。

(1) 代表幹事が必要と認める場合は、会員以外から特別な知識あるいは経験を持ち助言を与える人々を本会に招聘する事が出来る。

第6章 【会費】

第7条 研究会等の参加費は500円とし、その都度徴収し、会の運営費にあてる。

第7章 【本部】

第8条 本会の本部は代表幹事所属の病院内に設置し、次の事項を幹事会にはかり承認を得なければならない。

(1) 事業報告、収支決算並びに会計監査報告

第8章 【総会】

第9条 総会は年度初めに行い会員に事業報告、収支決算並びに会計監査報告を行う。

第9章 【細則】

第10条 本会則施行についての細則は別に定め、幹事会にて審議し会員に通告する。

(附則) 本会則は平成7年12月1日より施行する。

会則一部変更 平成16年1月30日

会則一部変更 平成16年8月20日

会則一部変更 平成18年5月20日

会則一部変更 平成20年9月3日

会則一部変更 平成23年6月1日

大阪医薬品適正使用研究会 細則

幹事は下記の者とする。

代表幹事 浅香山病院
薬剤部 室長 宮本雅彦

幹事 きつこう会
薬剤部長 西山辰美

幹事 大阪医薬品適正使用研究会
顧問 浅香清一

大阪医薬品適正使用研究会本部事務局

財団法人浅香山病院 薬剤部内 (宮本 雅彦)
〒590 - 0018
大阪府堺市堺区今池町 3 - 3 - 1 6
TEL 072 - 229 - 4882 (内 3375)
FAX 072 - 222 - 9290